

第 29 回雇用保険部会の議論等に係る資料

目 次

派遣労働者の適用に係る取扱いについて ······	1
有期契約労働者の勤続年数について ······	2
平成12年改正による失業等給付に係る弾力条項の改正について ····	4
三事業の保険料率に係る弾力条項の発動期間について ······	5
特例一時金についての地方公共団体等の要望について ······	6
失業等給付に要する費用の国庫負担の考え方について ······	7
失業等給付関係収支状況 ······	9
雇用対策関係予算 ······	10

派遣労働者に係る雇用保険の取扱いについて

1. 被保険者資格の取得について

一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者（以下「派遣労働者」という。）については、雇用保険の被保険者となるためには、一の派遣元事業主に一年以上雇用されることが見込まれる必要がある。

この1年以上の雇用見込みについては、派遣労働者の就業実態を考慮の上特別に下記の者も該当することとして取り扱っている。

- ① 雇用契約期間2か月程度以上の派遣就業を1月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者
- ② 雇用契約期間1月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者

2. 被保険者資格の喪失について

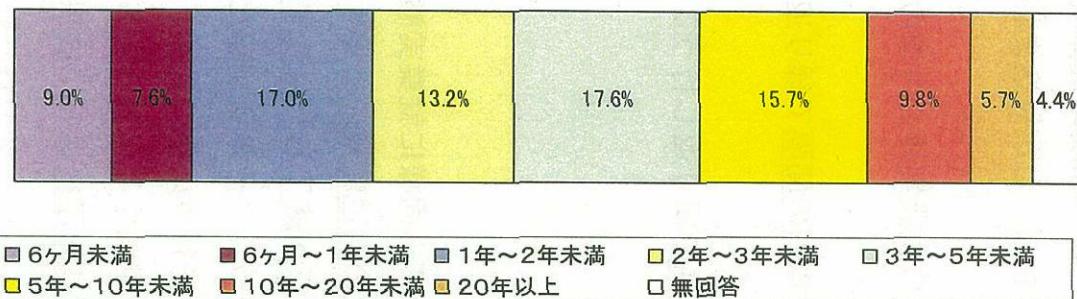
また、派遣労働者に係る被保険者資格の喪失についても同様に就業実態を考慮の上、一の派遣就業が終了した後であっても、次の派遣就業に復帰することを前提に臨時の・一時的（1か月程度）に雇用関係が終了した場合であっても被保険者資格の喪失手続きを行わない。したがって、その者が新たな派遣就業を開始した場合であっても資格の取得手続きを行う必要はなく、結果的に雇用関係がない期間についても被保険者資格が継続することとなる。

なお、当然ながら次の場合については、一の派遣就業終了後直ちに被保険者資格の喪失確認が行われる。

- ① 派遣労働者が当該派遣事業主に派遣を依頼する意図がない場合
- ② 当該派遣元事業主が、当該雇用契約の終了後1か月以内に、当該派遣労働者についての派遣就業を開始することが困難であることを明らかにした場合

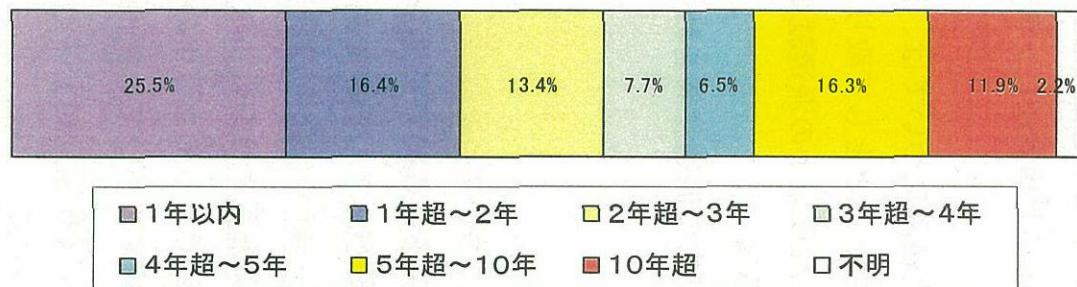
有期契約労働者の勤続年数について

○ 有期契約での勤続年数



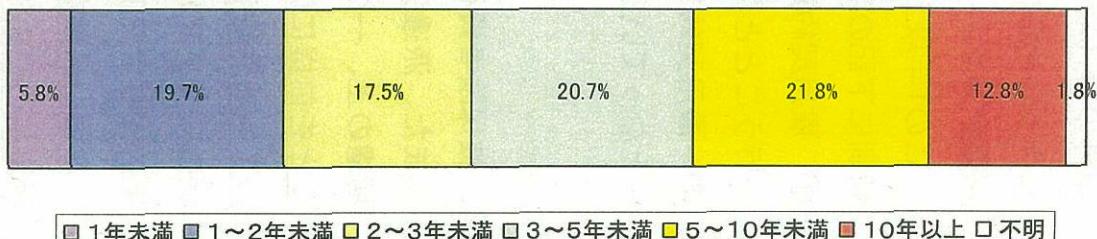
出典:有期契約労働者の処遇に関する実態調査報告書（平成17年UFJ総合研究所）

○ 現在の勤務先での就業年数



出典:有期労働契約に関する調査結果（平成13年三和総合研究所）

○ 現在の勤務先に契約期間を定めて就業するようになってからの勤続年数



注:労働契約を更新している者に限ったものである。

出典:有期契約労働者に関するアンケート調査結果（平成11年三和総合研究所）

有期労働契約の契約期間と更新回数等について

参考

1 契約期間別有期契約労働者の割合

就業形態	全有期契約労働者計	(単位：%)								
		1ヵ月以内	1ヵ月超～3ヵ月以内	3ヵ月超～6ヵ月以内	6ヵ月超～1年以内	1年超～2年以内	2年超～3年以内	3年超	不明	
総 数	100.0	1.0	8.9	18.4	43.0	9.8	2.0	11.7	5.2	
契約社員	100.0	0.9	6.8	8.4	60.2	10.6	2.2	7.1	3.8	
嘱託社員	100.0	0.3	1.9	11.3	58.1	14.0	2.9	8.0	3.5	
短時間のパートタイマー	100.0	1.2	11.1	22.3	34.7	8.5	1.5	14.8	5.9	
その他のパートタイマー	100.0	0.8	8.2	18.3	45.9	11.7	2.0	9.1	3.9	
その他	100.0	1.2	5.3	12.9	54.1	9.5	3.7	6.9	6.5	

2 有期契約労働者の契約更新の平均回数・平均通算勤続年数

就業形態	契約期間3年以内の有期契約労働者計	初回契約の労働者	更新している場合の労働者	(単位：%)			不 明	
				平均更新回数	平均通算勤続年数	(回)		
総 数	[83.1]	100.0	19.3	79.3	7.0	5	0	1.4
契約社員	[89.1]	100.0	23.3	75.6	5.6	4	8	1.1
嘱託社員	[88.5]	100.0	25.8	72.1	4.0	4	5	2.2
短時間のパートタイマー	[79.3]	100.0	18.3	80.1	7.8	4	11	1.6
その他のパートタイマー	[86.9]	100.0	15.3	84.2	7.3	5	7	0.6
その他	[86.6]	100.0	22.0	76.1	5.9	5	3	1.8

[] は契約期間3年以内と回答した有期契約労働者の全有期契約労働者に対する割合である。

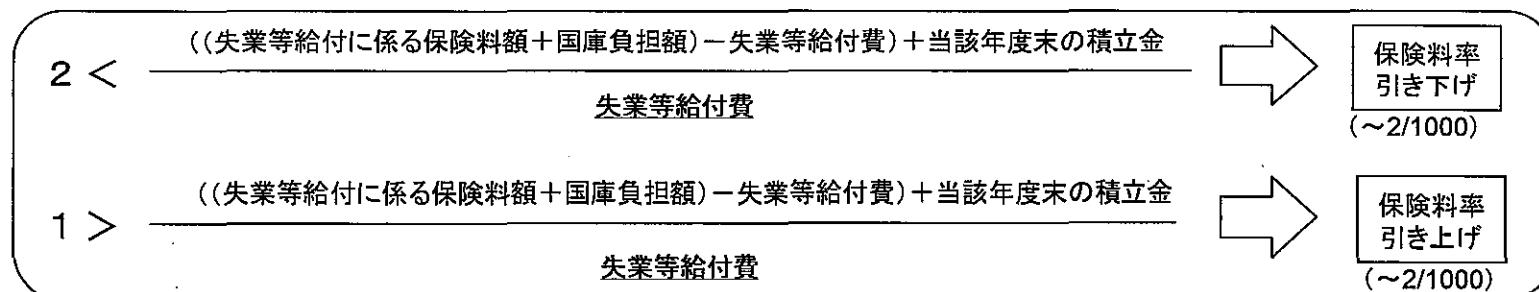
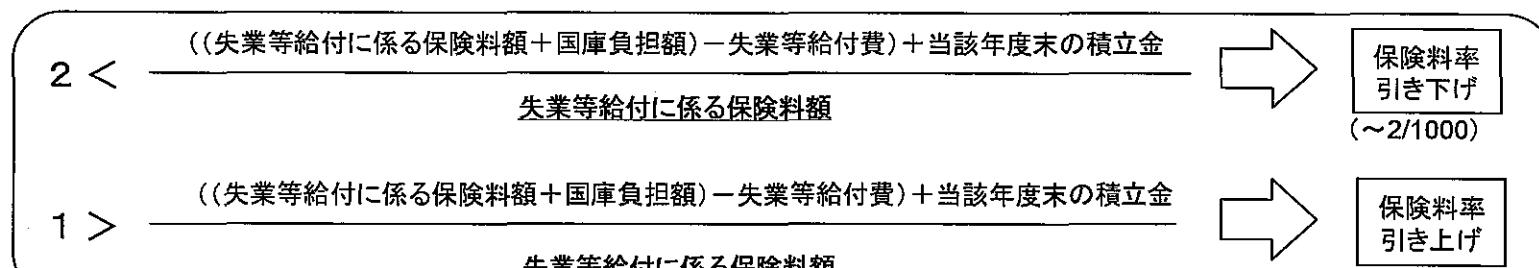
出典:平成17年有期契約労働に関する実態調査結果(厚生労働省)

平成12年改正による失業等給付に係る弾力条項の改正について

1 改正の趣旨

改正前の弾力条項は、景気変動に応じて徴収保険料額も変動することに着目し、雇用保険の安定的運営を確保しようとするものであったが、景気変動の影響をより大きく受ける失業等給付額に着目した方がより機動的に対応できるようになることから、その発動基準について、積立金額と徴収保険料額とを比較する収入対比方式から、積立金額と失業等給付額とを比較する支出対比方式に改めたもの。

2 改正内容



【参考】「雇用保険制度の再構築について」平成11年12月10日中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書（抄）

「保険料率については、今後予想される失業水準を前提にしつつ、それを超える事態が生じた場合でも機動的な対応が可能となるようにし、雇用保険制度の安定的な運営が確保できるようなものに改める必要がある。」